

本庁専決許可 -新規許可申請を受け付ける漁業-

知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格	(参考)長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	(参考)長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無	漁業法第58条で読み替えて準用する同法第42条第1項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間	長崎県漁業調整規則第8条第2項に規定する許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類	漁業法第58条で読み替えて準用する同法第44条第1項に規定する許可等の条件	許可の有効期間
かご漁業	はえなわ式ふぐかご漁業(壱岐海域)	壱岐周辺海域。ただし、佐賀県神集島東端と壱岐市名島の鯨島東端を見通した線から、平戸市大島村長崎鼻灯台と小二神島を見通した線に至る海域における名島の鯨島と小二神島を結ぶ線以北の海域、及び佐賀県値賀崎と佐賀県馬渡島西端を見通した線以西の海域を除く。	9月1日から1月31日まで	定めなし	定めなし	5	福岡県に住所を有する者	対象としない	対象としない	令和7年6月19日から令和7年7月19日まで	①申請理由書 ②申請者の住民票の抄本(法人にあっては、定款及び登記簿抄本) ③事業計画書 ④漁具漁法説明書 ⑤漁業許可の適格性に関する申立書 ⑥共同漁業権免許者の操業同意書 ⑦福岡県知事の意見書 ⑧漁船原簿謄本(使用する船舶が長崎県知事の漁船登録を受けている場合を除く)	1. 操業中は、黄色の標旗(横1メートル、縦0.5メートル)を船上に掲揚しなければならない。 2. 漁具を設置した場所の両端には赤色旗を掲げなければならない。なお、設置した場所の長さが1000メートルを超える場合は、その中間に黄色旗を掲げなければならない。 3. 漁具の規模は次の各号の範囲を超えてはならない。 イ かごの数 60個 ロ 1縄の長さ 1500メートル ハ 同時に使用できる縄数 2縄 4. 夜間(日没から日出まで)操業してはならない。	令和7年9月1日から令和8年1月31日まで